

# 「社会に開かれた会社」をめざします。

## 三利源を生命保険業界ではじめて開示しました。

生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」は、その内訳として「費差」・「危険差」・「逆ざや」の「三利源」から構成されています。  
 当社では、ご契約者をはじめとして、広く一般の方に対して、期間損益の増減要因などを含め経営状況をよりご理解いただくために、平成17年度決算より「三利源」の状況を開示しています。

### 三利源とは

- 費差** 保険料算出時に想定した事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額
- 危険差** 保険料算出時に想定した保険事故発生率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額
- 逆ざや** 保険料算出時に想定した利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益との差額

### 基礎利益

平成17年度は4,681億円と安定的な基礎利益を確保しています。なお、基礎利益から、有価証券の売却損や評価損、保険財務健全化のための臨時的な費用、税金などを差し引いた最終的な剰余を定款に従い配当としてご契約者に還元しています。

### 費差

経営努力による事業費の効率化などにより147億円増加しています。

### 危険差

保有契約高の減少などにより185億円減少しています。

### 逆ざや

低金利の継続による利息及び配当金等収入の減少などにより77億円拡大しています。

	金額	前年差
●基礎利益	4,681億円	115億円
●費差	1,783億円	147億円
●危険差	3,967億円	185億円
●逆ざや	1,069億円	77億円
キャピタル損益 (注1)	69億円	174億円
臨時損益 (注2)	1,712億円	409億円
経常利益 (= + +)	2,899億円	350億円
特別損益・法人税等	1,000億円	398億円
当期末処分剰余金 (= +)	1,898億円	47億円

(注1)キャピタル損益：経常収益・経常費用である資産運用収益・費用のうち、有価証券の売却損益等です。  
 (注2)臨時損益：経常収益・経常費用のうち、キャピタル損益以外の貸付金償却や個別貸倒引当金繰入額、危険準備金繰入額等です。

平成18年7月の総代会決議を経て、平成17年度決算に基づく当期末処分剰余金1,898億円のうち1,553億円を社員配当準備金として繰り入れます。法定の剰余金処分対象額に占める割合は95.2%です。

## お支払いできないと判断したご契約件数および苦情情報を開示しています。

当社は「社会に開かれた会社」の実現に向けた取り組みの一環として、お支払いできないと判断したご契約の件数や具体的事例および苦情件数や苦情の具体的事例などの「苦情情報」を開示しています。詳しくは当社ホームページ(www.meijiyasuda.co.jp)をご覧ください。

# 「お客様の声を大切にしている会社」をめざします。

## お客様の声を経営に反映します。

お寄せいただいたお客様の声を分析し、業務の改善に向けた取り組みを実施しています。また、お客様の声(苦情・ご意見など)やお客さまサービスに関する従業員の声(提言など)を踏まえた業務の改善に向けた取り組み状況について、社長直結の諮問機関「お客様の声推進諮問会議」において、社外委員よりご意見・ご指摘などをいただいています。

## 「お客様満足度調査」を実施しています。

お客様の声を業務の改善に反映させていくため、お客様の新規ご加入時や保全手続き時などの機会に、ご説明のわかりやすさや対応マナー・お手続きに要した日数などに関するアンケートを行ないます。既に第1回目の「保険金・給付金のご請求手続きに関する調査」を実施し、数多くの回答をお寄せいただきました。

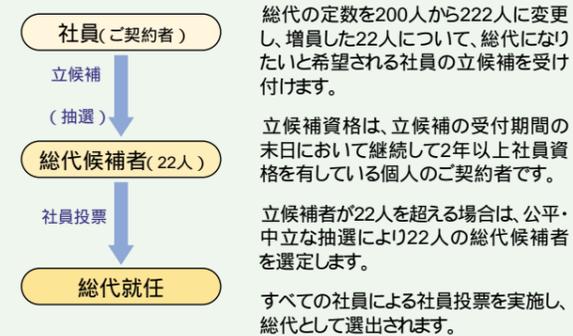
## 「お客様の声白書」を作成・公表します。

お客様の声(苦情・ご意見など)の分析、お客様の声を反映した業務改善策や「お客様満足度調査」の結果について、「お客様の声白書」として作成のうえ、ホームページなどで公表します。

## 総代の選出に「立候補制」を導入します。

総代選出プロセスの多様化を図り、透明性を高めるため、平成18年7月の総代会決議を経て、総代選出に「立候補制」を導入します。

### 「立候補制」による総代の選出の概要



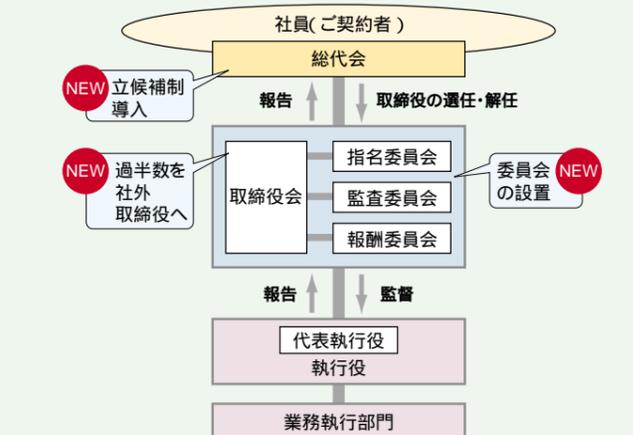
総代は、社員の代表として選出され、総代会に出席し、会社の重要な事項について審議し、決議を行ないます。

平成19年1月に就任される総代の選出から「立候補制」を導入します。立候補の受付期間は平成18年9月1日～9月20日です。

## 「委員会設置会社」に移行します。

経営の監督機能を強化するため、平成18年7月の総代会決議を経て、「委員会設置会社」に移行します。あわせて取締役会の過半数を社外取締役とし、経営の透明性向上を図ります。

### 委員会設置会社移行後の経営体制



委員会設置会社とは、取締役会に社外取締役が過半数を占める3つの委員会(指名・監査・報酬委員会)を設置し、取締役会が経営を監督する一方、業務執行については執行役に委ねることで、経営の監督と執行を明確に分離した制度です。